

浜松市公告第968号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成29年10月2日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

杏林堂薬局上島駅前店

浜松市中区上島三丁目720-3 ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分～午後9時30分

(変更後) 午前8時45分～午後10時00分

3 変更年月日 平成29年11月23日

4 変更する理由 営業計画を変更するため